

各報道機関 様

KJ00687607
2026年7月22日

発信課	経済総務課経済総務課
担当者	川畠
連絡先	電 話 0166-25-7042
	F A X
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和8年7月22日 ～
発表項目 (行事名)	「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給制度」及び「包装資材等転換支援補助金」について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	中東情勢の緊迫化やホルムズ海峡をめぐる不透明な状況が続く中、原油価格、物流費及び各種資材価格の上昇など、市内事業者の経営への影響が懸念されています。 旭川市では、こうした経営環境の変化に対応し、事業の継続に取り組む市内中小企業者等を支援するため、2つの支援制度を実施します。 制度を必要とする事業者へ広く情報が届くよう、報道について御協力くださいますようお願いいたします。 詳細は別紙資料をご参照ください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	取材を希望される場合は事前にご連絡ください。
備 考	

中東情勢等の影響を受ける市内事業者への支援制度について 中東情勢の緊迫化やホルムズ海峡をめぐる不透明な状況が続く中、原油価格、物流費及び各種資材価格の上昇など、市内事業者の経営への影響が懸念されています。旭川市では、こうした経営環境の変化に対応し、事業の継続に取り組む市内中小企業者等を支援するため、次の2つの支援制度を実施します。制度を必要とする事業者へ広く情報が届くよう、報道について御協力くださいますようお願いいたします。

(1) 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給制度

内 容：日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）」を借り入れた事業者に対し、支払った利子の一部を補給します。

対象者：マル経融資を借り入れた方で、次の要件をすべて満たす方

① 融資実行日が令和8年2月2日（月）～

令和9年1月29日（金）までであること

② 交付申請時において、事業を営んでいること

③ 交付申請時において、市町村税の滞納がないこと

※ 交付対象者が複数の対象融資を利用している場合、交付となる融資は1口とします。

補給内容：補給率 年1.6%相当額

補給対象期間 融資の利子支払回数12回

申請方法：申請者は、日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」

及び「利息支払証明書」、納税証明書等を添えて「交付申請書兼請求書」を旭川商工会議所又はあさひかわ商工会へ提出します。詳細は、市ホームページ及び「利子補給制度のご案内」を参照してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d084422.html>

問い合わせ先：旭川市経済部産業振興課電話 0166-25-7042（直通）

メール keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

(2) 包装資材等転換支援補助金

内 容：包装資材、表示資材、販売用資材、提供用資材、納品用資材等の不足又は価格高騰に対応するため、商品の販売、サービス提供又は納品を継続するために行う、資材の仕様変更や代替資材の導入、包装・表示・提供方法、納品形態の変更等に要する経費の一部を補助します。なお、従来と同じ資材の通常購入や在庫確保、価格高騰分の単純な補填は対象となりません。

対象者：次のいずれかに該当し、旭川市の市税を滞納していない市内事業者① 市内に主たる事業所を有し、市内で操業している中小企業者② 市内に事務所を有し、その過半数が中小企業者で組織された中小企業団体③ 市内在住かつ市内で操業し、農業以外の事業を営む個人事業主※同一の申請内容について、国、北海道、旭川市その他の公的機関から補助金等の交付を受けていないことなど、所定の要件があります。

対象となる取組：資材不足又は価格高騰への対応として行う、次のような取組① 容器、包装資材等の仕様変更や代替資材の導入② 資材変更に伴うラベル、表示内容、版下、印刷データ等の修正③ 包装方法、提供方法又は納品形態の変更④ 代替資材や新たな包装方法の試作、検証、小ロット導入⑤ 転換に直接必要となる小規模な専用機器の導入※販促物の作成、見た目だけのデザイン変更、通常の仕入れや継続購入、通常の生産設備の導入・更新等は対象外です。

補助内容：補助率 補助対象経費の4分の3以内補助上限額 1事業者当たり150万円補助対象

期間 令和8年4月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで受付期間：令和8年7月22日（水）から令和8年11月30日（月）まで

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は、受付期間内であっても終了します。

※必要書類に不足又は不備がある場合は、受付完了となりません。

申請方法：申請者は、交付申請書、事業計画書、収支予算書、見積書その他の必要書類を、電子申請フォーム又は郵送により旭川市経済部産業振興課へ提出します。詳細は、市ホームページ及び「包装資材等転換支援補助金申請の手引」を参照してください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d084416.html>

問い合わせ先：旭川市経済部産業振興課電話 0166-65-7047

メール sangyo_hojo@city.asahikawa.lg.jp

経営改善に取り組む小規模事業者の皆様を応援します！

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

利子補給制度のご案内

旭川市では、市内の小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を支援するため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）の利用者に対し、支払った利子の一部を補給します。

補給率

年**1.6%**相当額

補給対象期間

融資の利子支払回数 **12回**

■ 対象となる方

マル経融資を借り入れた方で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 融資実行日が令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金）までであること
- ② 交付申請時において、事業を営んでいること
- ③ 交付申請時において、市町村税の滞納がないこと

※ 交付対象者が複数の対象融資を利用している場合、交付対象となる融資は1口とします。

■ 補助対象期間

- **令和8年2月2日（月）～7月31日（金）までの間に実行**
令和8年8月3日（月）以後、最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで
- **令和8年8月3日（月）～令和9年1月29日（金）までの間に実行**
対象融資に係る最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで

■ 申請時期

令和9年2月 令和8年8月～令和9年1月の支払済み利子分
令和9年8月 令和9年2月～令和9年7月の支払済み利子分
令和10年2月 令和9年8月～令和10年1月の支払済み利子分
令和10年3月 令和10年2月の支払済み利子分

※ 予算の範囲内で実施するため、受付を終了する場合があります。

■ 申請から利子補給金の支払までの流れ

- 1 日本政策金融公庫** マル経融資を実行（実行日：令和8年2月2日（月）～令和9年1月29日（金））
- 2 申請者 → 旭川商工会議所・あさひかわ商工会** 「交付申請書兼請求書」に日本政策金融公庫が発行する「お支払済額明細書」及び「利息支払証明書」、納税証明書等を添えて提出します。
- 3 旭川商工会議所・あさひかわ商工会 → 旭川市** 申請書類を取りまとめ、市へ提出します。
- 4 旭川市 → 申請者** 審査の上、交付決定通知書を交付し、利子補給金を支払います。

申請のご相談・受付窓口

旭川商工会議所 産業支援部産業支援課

〒070-8540 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター3階
TEL 0166-22-8414

あさひかわ商工会

〒079-8412 旭川市永山2条19丁目5番11号
TEL 0166-48-1651

補助事業に関するお問合せ先

旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階
TEL 0166-25-7042（直通）

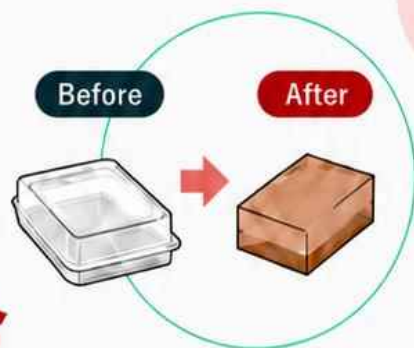
FAX 0166-24-7833

E-mail keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

※ 交付申請書兼請求書等の各種様式は、旭川市ホームページからダウンロードできます。

※ この補給金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

包装資材等 転換支援補助金



資材不足や価格高騰に対応するための仕様変更・代替資材導入などに
取り組む市内事業者の皆さまを支援します。

補助率

3/4 以内

補助対象経費の

補助上限額

150 万円

1事業者あたり

受付

先着順

予算がなくなり次第終了



受付開始
7/22 (水)

予算がなくなり次第終了
(最終締切 11/30 (月))

対象となる事業

背景



資材不足 価格高騰

資材不足・価格高騰
に対応

目的



商品の販売・サービス提供・
納品を継続

対象となる取組



仕様変更
(包装・表示・
販売用・提供用・
納品用資材等)



代替資材の
導入



包装の
変更



表示の
変更



提供方法・
納品形態の
変更

その他、これらに付随する初期的な対応も対象です。

対象となる事業者 (次のいずれかに該当し、市税を滞納していない市内事業者)



市内に主たる事業所を有し、
市内で操業している
中小企業者



市内に事務所を有し、
その過半数が中小企業者の
中小企業団体



市内在住で、
市内で操業している
個人事業主

※詳細は、手引きをご確認ください

郵送・電子申請にて受付



申請フォーム
(電子申請)

詳細は、手引きを
ご確認ください

制度のポイント

補助率

3/4 以内



補助上限額

150 万円

受付期間 (先着順)

7/22 (水) ~

予算がなくなり次第終了

(最終締切 11/30 (月))

補助対象期間

2026年4月1日 (水) ~

2026年12月31日 (木)



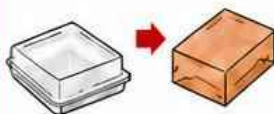
補助金の交付

事業完了後に
実績報告を審査し、
交付決定



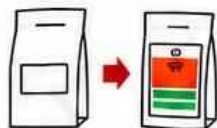
対象となる経費 (5つの区分)

① 容器・包装資材の
仕様変更費



代替容器や包装資材の
購入・試作・成型作成
などの費用

② 表示資材・ラベル
版下修正等



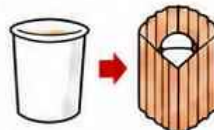
ラベル・シールの作成、
表示内容変更に伴う
版下修正などの費用

③ 梱包・納品形態
変更費



梱包・仕切り・緩衝材の
変更、納品形態の見直し
などの費用

④ 試作・検証用
小ロット導入費



新しい資材や包装方法の
試作・検証、小ロット
導入などの費用

⑤ 専用小規模機器
導入費



包装・梱包の内製化や
効率化のための小型
機器導入などの費用

対象とならない経費 (例)

- × 通常の仕入れ・継続購入
- × 在庫確保を目的とした購入
- × 価格高騰分の単純な補填
- × 販促物の作成 (チラシ・ポスター等)
- × デザインの刷新、新商品開発
- × 通常の生産設備の導入・更新 など

手続きの流れ

1 申請

(電子申請または郵送)
必要書類を提出

2 交付決定

市が審査し、交付の
可否を通知

3 事業実施

計画に沿って
取り組みを実施

4 実績報告

事業完了後30日以内に
報告・請求

5 交付確定・振込

市が審査し、補助金を
交付 (振込)

ご注意ください

- ・ 申請は先着順です。予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・ 申請書類に不足や不備がある場合は、受付が完了しません。
- ・ 事業の内容により、対象とならない場合があります。
- ・ 国・北海道・市の他補助金等との併用はできません。

問い合わせ・提出先

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東町1条1条6号 リサーチセンター2階

☎ 0166-65-7047

✉ sangyo_hojo@city.asahikawa.lg.jp

申請フォーム
(電子申請)



制度の詳細・様式
(市ホームページ)

